

平成 27 年度

国 政 に 関 す る 要 望

平成 26 年 5 月

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

平成26年5月14日現在

役職名	定数	氏 名		備 考
会 長	1	海老名市長	内野 優	全国市長会関東支部支部長 総務部会長
副 会 長	3	綾瀬市長	笠間城治郎	全国市長会評議員（財政）
		秦野市長	吉谷 義幸	
		逗子市長	平井 竜一	
顧 問	—	横浜市長	林 文子	
		川崎市長	福田 紀彦	
		相模原市長	加山 俊夫	
相 談 役	—	茅ヶ崎市長	服部 信明	全国市長会理事（経済）
常任理事	若干名	相模原市長	加山 俊夫	全国市長会理事（財政）
		三浦市長	吉田 英男	全国市長会評議員（経済）
		小田原市長	加藤 憲一	全国市長会評議員（社文）
		厚木市長	小林 常良	全国市長会評議員（行政）
		大和市長	大木 哲	全国市長会関東支部理事
理 事	若干名	藤沢市長	鈴木 恒夫	行政部会長
		鎌倉市長	松尾 崇	財政部会長
		伊勢原市長	高山 松太郎	厚生労働部会長
		南足柄市長	加藤 修平	社会文教部会長
		平塚市長	落合 克宏	経済部会長
監 事	2	座間市長	遠藤 三紀夫	
		横須賀市長	吉田 雄人	
常務理事	1	事務局長	佐藤 光徳	

※ 任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を目指し、安倍内閣が取り組んでいる累次にわたる経済財政対策により、景気回復の傾向が見られるものの、社会保障制度に係る経費の増大や、子ども・子育て支援策の遅れなど、我々都市自治体を取り巻く諸問題に対し早急な対応が求められております。一方、政府税制調査会等では、法人実効税率の引き下げが議論されているなど、厳しい状況が続く都市自治体の財源は不透明であります。

この要望書は、県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、国における平成27年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、県内各都市から提出された117件の要望を取りまとめたものです。

市民一人ひとりが安心して暮らせる明るい社会とするため、県内各都市の実情をご理解いただき、都市行政の充実と発展のため、各要望事項についてより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年5月27日

神奈川県市長会

会長 内野 優

目 次

要望事項

〈行財政分野〉	頁
1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について	1
〈厚生労働分野〉	
2 社会福祉施策の充実について	5
〈社会文教分野〉	
3 教育行政の充実について	8
4 基地対策の促進について	9
5 生活環境の整備促進について	11
〈経済分野〉	
6 都市基盤の整備等について	12

東日本大震災関係要望事項

〈東日本大震災関係〉	
7 東日本大震災への対応について	15

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

要 望 事 項

1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について

真の分権型社会を実現するためには、地方への権限移譲の推進や、地域の実情に即した自主的、自立的な行財政運営ができるよう、国と地方の役割分担に応じた都市税財源の充実強化が必要不可欠である。

しかしながら、昨今の地方自治体を取り巻く地域経済の状況は、世界的な景気後退により危機的状況が依然として続いている。地方自治体は税収が大幅に落ち込む中、地域経済活性化のために引き続き様々な企業支援や雇用確保などの緊急経済対策を講じることが求められている。

一方、福祉、医療などの社会保障関係費が増大する中で、日常生活に欠くことのできない教育、安全などの経費等についての見直しも余儀なくされるなど、財政状況の悪化により住民サービスへの影響が懸念される。

さらに、地方の固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いたことは、地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものである。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市税財源の充実強化について

ア 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応できるよう、真の分権型社会の実現のための改革を着実に推進し、「事務・権限の移譲等に関する見直しの方針」において対象とならなかった事務も含め、国から地方、都道府県から市町村に権限を早期に移譲すること。義務付け・枠付けについては、廃止を基本とした更なる見直しを徹底するとともに、法制化により既に設定されたものの撤廃も含め、「従うべき基準」の設定を行わないこと。そのためには、今後の取りまとめられる「地方分権改革の総括と展望」においても、都市自治体が担うべき事務・権限の更なる移譲や義務付け・枠付けの更なる見直し等について盛り込むこと。

また、国から地方への権限移譲による新たな事務権限に応じた国と地方の税源配分の是正の積極的かつ計画的な推進と、さらなる都市税源の拡充を図ること。**一部新規**
イ 指定都市に関しては、現行制度で国や都道府県の事務とされているものも含め、地方が行うべき事務の全てを一元的に担い、その役割分担に見合う自主財源が制度的に保障される新たな大都市制度「特別自治市」など多様な大都市制度の早期実現を図ること。

また、第30次地方制度調査会の答申で示された都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない事務にとどまらず、都道府県との二重行政を解消するため、都道府県から指定都市へ権限・財源を移譲すること。**一部新規**

ウ 国庫補助負担金については、国と地方との役割を見直した上で、地方への税源及び権限の移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきであり、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国庫補助負担金について、首都圏の都市基盤整備等の意義や役割を踏まえた行政需要を斟酌した上で、各団体が担うべき事業の必要額を安定的かつ確実に確保し、國の一方的な財源捻出の手段として総額削減は行わないこと。

また、地方自治体間の財政調整は、地方交付税により行うべきであり、国庫補助負担金等による財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続をより一層簡素化するなど運用改善を図るとともに、國の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。**一部新規**

エ 現在の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

オ 国の出先機関については、事務・権限の必要性を十分に精査したうえで、地方の主体性が確保されるよう、国が本来担うべきもの以外は地方に移譲するという地方分権の視点を持って、抜本的な改革を確実に実現すること。その際には、事務・権限と税財源を一体的に移譲するとともに、人員の移管について地方と十分協議すること。

カ 国と地方の協議の場については、国と地方が対等な立場で協議を行い、地方自治に影響を及ぼす國の政策に地方の意見を反映させるため、政策の企画・立案の段階から、法に基づく分科会も含め、協議事項について十分に説明するなど、実効性のある協議の運営を行うこと。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えるように見直しを行うこと。

キ 社会保障と税の一体改革に関して、都市の税財源が充実強化されるよう、地方税財政制度の見直しを行うこと。

ク 地方の財源不足については、その全額を地方交付税により交付すること。消費税率引き上げによる増収が交付税の減額につながらず、確実に社会保障財源として活用できるよう、地方単独事業も含め、社会保障関係事業に係る経費を適切に基準財政需要額に算入すること及び地方の財源不足については、その全額を地方交付税により交付すること。**新規**

ケ 臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方一般財源の充実・強化を図るとともに、新たな地方財政調整・財源保障制度の創設にあたっては、地方の負担増にならない制度とすること。**新規**

(2) 地方交付税について

ア 地方交付税が「国からの仕送り」といった誤った認識を国民に与えず、国による義務付けや政策誘導を行うことのない制度となるよう検討を行い、地方共有の固有財源であることを改めて明確にすること。

なお、平成 25 年度において地方公務員給与の削減を目的に地方交付税の削減が行われたが、国の政策目的を果たすための手段として地方交付税を用いることは、地方共有の固有財源という性格を否定するものであり、このような国による一方的な政策誘導や義務付けとなるような措置を二度と行わないこと。 **一部新規**

イ 不交付団体に対する財源措置について、国策として実施する各種事業や移譲事務については、交付税措置ではなく国庫負担金や税源移譲による財源措置を講じること、国庫補助金等の補助率及び交付額については、交付団体と不交付団体の較差を設けないこと及び不交付団体に対する特例債制度を創設すること。

そのため、「地方交付税制度」を中心とした、地方財政制度全般について、抜本的な改革に向けた検討を行うこと。

ウ 平成 26 年 4 月の消費税率引上げに伴い、地方消費税交付金増収分のみを基準財政収入額に加算することにより、一方的な地方交付税総額の削減を行わないこと。また、社会保障関係経費に係る財政需要を的確に把握することにより、地方交付税総額の確保を図ること。さらに、地方財政全体での巨額の財源不足が続いている状況に鑑み、地方交付税への法定率を引き上げることにより、臨時財政対策債制度を廃止すること。

新規

(3) 地方税の見直しについて

ア 地方の自主財源である法人住民税を一部国税化し交付税原資とするようなことは、地方分権改革の流れに全面的に逆行するものであり、地方の企業誘致、地域経済活性化へのインセンティブを著しく損ない、これまでの地方の自主的な努力を全く無にするものであるとともに、今後、地方が行おうとする取組みを阻害するものとなるため、そのような制度を早期に廃止すること。 **新規**

イ 自動車取得税については、その税収の 7 割が市町村に交付されている貴重な財源であることから、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、交付税で財源措置を行うことなく、安定的な代替財源を必ず確保し、その措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。

また、自動車重量税についても、税収の 4 割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じないことのないよう、所要の財源を確保すること。 **新規**

ウ ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。 **新規**

(4) ふるさと納税制度の充実について

ふるさとを応援する仕組みとして定着している「ふるさと納税制度」の利用者の利便性向上のため、年末調整による控除制度を創設するとともに、個人住民税の特例控除額の上限を引き上げること。**新規**

(5) 消防力強化に向けた国庫補助の拡充について

- ア 消防広域化の推進を図るため、消防広域化重点地域に指定された市町村に対する補助対象及び補助基準額の拡充や補助率のかさ上げを図るとともに、消防広域化後の新たな補助金制度等を確立すること。**新規**
- イ 消防・救急無線のデジタル化のための整備には高額な整備費用を要し、財政を圧迫することが危惧されることから、地方自治体の責務において整備することとなる活動波について、現行の補助制度を継続、拡大するとともに、補助対象要件の緩和、範囲拡大等の必要な財源措置を講じること。

(6) マイナンバー制度について

マイナンバー制度の導入にあたっては、地方自治体がシステム改修費を算出するために必要となる情報及び補助金等の詳細について、早急に情報提供を行うとともに、地方自治体の負担とならないよう推進施策及び財政措置を講じること。特に、財政措置については、補助限度額を設けることなく、地方自治体がシステム改修に要する経費の総額を補助すること。また、詳細な作業工程を示し都道府県とも密に連携を図ることや、特定個人情報保護評価に係る対応を国が一括して行うなど、地方自治体が負担なく円滑に制度を導入できるようきめ細やかな支援措置を講じること。**一部新規**

(7) 消防庁舎建替事業に対する財源措置について

住民生活の安心・安全を守るために消防の任務は質、量ともに増大しており、老朽化した消防庁舎の建て替えは急務であり、国の総合的な財政措置を講じること。**新規**

2 社会福祉施策の充実について

我が国は世界に誇れる国民皆保険制度を採用しており、その結果、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。しかしながら、少子高齢化の進行は社会経済や社会保障へも影響を及ぼし、地域住民の福祉に対するニーズをますます多様化させている。

こうした中、特に、地域における充実した子育て支援施策や障害者の自立支援及び社会参加の支援など、将来にわたり持続可能な医療施策や福祉対策が強く求められている。

都市自治体は、ぬくもりのある福祉社会の構築と健康を支える保健医療の充実に向けて不斷の努力を継続しているものの、近年の経済の低迷や少子高齢化などの影響で厳しい財政運営を強いられている。このため、社会福祉制度の長期的安定を図るには、早期の抜本的見直しが急務である。

また、経済情勢は上向いているものの、まだ生活者に実感できるものではなく、今後も厳しい雇用状況は続くと想定されるため、県及び市町村が足並みを揃えて労働施策に取り組める環境を整備する必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 介護保険制度について

ア 介護給付費国庫負担金を法定どおり 25%確保し、調整交付金については別枠で措置すること。さらに、平成27年度の介護保険制度改正においては、保険料の上昇及び市町村負担が増加することのないよう措置し、市町村への財政的支援を強化すること。

また、低所得者対策は、国の責任において統一的に実施すること。**一部新規**

イ 介護保険制度の見直しにあたっては、要支援認定者に対する新たなサービス（新しい総合事業）の円滑な導入に向けて、市町村に対する十分な支援を行なうこと。

新規

ウ 介護報酬の改定にあたっては、地域の実情に即した制度設計を行うとともに、介護従事者の処遇改善について、国の責任において被保険者の費用負担に十分配慮したうえで、財政負担も視野に入れながら継続して取り組むこと。また、介護従事者の確保・定着及び育成策の一層の推進を図ること。

エ 要支援更新申請の結果、再び要支援に認定された場合の認定有効期間を最長で24か月まで設定できるよう、制度の見直しを行うこと。

(2) 国民健康保険制度について

国民健康保険の構造的課題を解決するため、普通調整交付金（医療分）の算定方法の見直し、国庫負担の引き上げを図るとともに、後期高齢者支援金の全面報酬割導入により生じる財源については、国民健康保険の支援に優先的に活用すること。また、低所得者対策として、さらなる財政支援を行うこと。**一部新規**

(3) 少子化対策について

- ア 子育て支援のため、国策として小児医療費助成制度を創設すること。
- イ 子ども・子育て支援新制度の実施にあたり、市町村に対する交付金については、市町村が地域の実情に応じた保育サービス等の提供ができるよう、使途を弾力化することを担保する交付金とすること。さらに、新制度移行後の施設整備に対する交付金については、現行の安心こども基金の補助水準等を継続・充実させるとともに、地方単独保育施設（認可保育室等）の整備や開設後の賃借料補助について、財政支援を充実すること。また、市町村に過重な負担を生じさせないよう事務の簡素化等について対応を図ること。**一部新規**
- ウ 子ども・子育て支援新制度において、保育士の待遇改善がさらに充実されるよう地域の実情等を踏まえた財政支援や、多様な保育サービスにおいて保育士の待遇改善が図られるよう措置を講ずること。**新規**
- エ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の対象年齢の拡大にあたり、現行の施設整備や改修及び施設運営に係る国庫補助金の基準額の確実な拡大を図ること。また、施設整備に係る国庫補助については、賃貸借（リース）契約にも対応した補助制度とすること。**新規**
- オ 子ども・子育て支援新制度の制度設計における公定価格を早期に情報提示すること。また、地方単独費用部分を早期に廃止すること。**新規**
- カ 安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、妊婦健康診査の費用について交付税対象とせず、全額国負担とすること。また、統一的な妊婦健康診査制度を整備すること。**一部新規**
- キ 自衛隊員が家族に対し不安を抱くことがなく任務に専念できる環境整備のため、国が率先して自衛隊基地内に保育施設を設置すること。**新規**

(4) 障害者福祉施策について

重度障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国策として身体・知的・精神障がい者の重度障害者医療費助成制度を創設すること。

(5) 地域保健医療対策の充実について

- ア 産科、小児科及び救急医療に携わる医師及び看護師の不足を解消するため、臨床研修医制度の見直し、女性を含めた医師が充実して働くことのできる医療環境の整備、看護師を養成する機会の充実、女性医師及び看護師の復職支援など、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。
- イ すべての定期予防接種に係る経費は交付税対象とせず、全額国負担とするなど、自治体間において費用負担の格差が生じることがないよう、新たに適正な措置を講じること。また、予防接種法第28条を改正し、全ての国民が平等に接種できる体制づくりをすること。**一部新規**

ウ 不妊症・不育症に対する相談体制の充実を図るとともに、不育症については治療方法が確立されていないことから、研究や人材育成を行うこと。また、助成制度については、不妊症・不育症ともに全国統一的な公費負担制度とすること。**一部新規**

エ 各種がん検診や健康診断、予防接種、妊婦への健康支援等に対する補助金の交付等について、個々の事業に対する対応ではなく、健康増進に関する事業を総合的に支援する国庫補助金制度を確立すること。**新規**

(6) 生活保護制度について

生活保護費負担金は、全額国庫負担とすること。さらに、雇用労働施策や年金制度など社会保障制度全般の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。また、本来生活保護法の適用対象とならない外国人については、全額国庫負担とすること。

(7) 雇用創出関連事業の推進について

地域若者サポートステーションの運営について、委託期間を複数年度に改めること。また、事業の実施においては、ジョブトレーニングなどの「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置に係る所要経費を、全額国庫負担とするよう措置を講じること。

(8) 非婚のひとり親家庭に対する支援について

税法上の寡婦（寡夫）控除の適用がない非婚のひとり親家庭の経済的に不利益な状況を改善するため、非婚の母又は父に対しても寡婦（寡夫）控除が適用されるよう、税法を改正すること。**新規**

3 教育行政の充実について

学校教育は、人々の暮らしや価値観が多様化・複雑化した時代に対応するため、地域に根ざした特色ある教育が求められるとともに、従来地域や家庭が担ってきた役割も含めた幅広い要望への対応が求められている。

こうした中においても、子どもたちが持つ個々の可能性を導き出し、豊かな人間性や創造性を育むために、初等中等教育が担う役割は非常に重要であり、その充実は欠かせないものである。

現在、学校現場では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ「生きる力」を育む環境づくりの推進を図り、学力の向上、心の教育、開かれた学校づくり等多くの教育課題の解決に向け努力しているところであるが、その解決のためには、教職員定数の拡充等が不可欠である。

また、子どもたちが安全で、安心して快適な学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の整備も急務となっている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 学校教育施策の充実について

- ア 公立学校施設の老朽化に伴い必要となっている、屋上防水や外壁改修等の施設整備に対する国庫補助事業の拡充を図ること。
- イ 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、学籍異動を伴わずに院内学級に入級できるシステムを構築すること。
- ウ いじめが社会問題化し、暴力行為等を含む非行問題が低年齢化するなど、子どもたちを取り巻く問題が多様化・複雑化しており、それらの課題にきめ細かに対応するため、さらなる教職員定数の改善を図ること。

(2) 就学援助費（準要保護援助費）の国庫補助の実施について

教育への機会均等を図るために、市費単独事業として実施している就学援助費（準要保護援助費）について、国庫補助対象とすること。

(3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園就園奨励費について、都市自治体に超過負担が生じないよう十分な財源を確保するとともに、補助割合の上限どおりの額を交付すること。また、新たな子ども・子育て支援給付制度への移行後においても、従来の就園奨励費補助制度と同等以上の財政支援を行うこと。 **一部新規**

(4) 小学校外国語教育の支援充実について

現在市費で配置している小学校5・6年生を対象としたALT（外国語指導助手）について、人材の確保や財政上の支援を制度化すること。また、英語授業の教科化や開始学年の引き下げが検討される中、専任教員の配置等に向けて早急に取り組むこと。

新規

4 基地対策の促進について

神奈川県内には14箇所約20.8km²に及ぶ米軍基地があり、その多くが人口密集地に位置している。基地が存在することで、周辺住民は長年にわたり、航空機騒音や度重なる部品落下、墜落事故などの不安に悩まされているとともに、生活環境の保全や都市基盤整備においても著しい障害となり、日常生活やまちづくりに大きな影響を受けている。このため、住民は安全と福祉、良好な生活環境を確保するために、基地の早期返還を切実に願っている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 基地の返還等について

- ア 市民の長年にわたる負担を解消するため、米軍基地の整理、縮小、返還を図るとともに、市民生活の利便性向上や計画的なまちづくりを進めるうえで緊急に必要な箇所については、早期に返還を実現すること。
- イ 厚木基地における空母艦載機の移駐の1日でも早い実現に向けて最大限努力するとともに、移駐後の厚木基地の運用面等について、速やかに明らかにすること。また、厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の抜本的改正を着実に実施し、基地周辺住民の生活環境の保全に努めること。
- ウ 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、今まで選定されていないことから、これまでの取組状況を明らかにするとともに、当該施設の早期選定を実施すること。
- エ 平成26年度より共同使用を開始する、池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地約40haについて、早期返還を実現するとともに、共同使用開始に伴い市が新たに負担する経費について、補助対象とすること。

(2) 基地騒音対策について

- ア 日米両政府間において了解事項とされているとおり、厚木基地での着陸訓練及び激しい騒音を伴う訓練については、硫黄島訓練施設で実施し、騒音の解消に努めるとともに、着陸訓練同様に事前に情報を提供すること。**一部新規**
- イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。
- ウ 市民は今後も節電対策としてエアコンの使用を控え、窓を開放するため、騒音の増大が予測されることから、騒音軽減策を積極的に講じること。

(3) 基地交付金に係る予算の増額について

基地交付金の対象資産額に対する固定資産税相当額の交付が可能となるよう、予算のさらなる増額に努めること。

(4) 基地周辺対策経費に係る予算の増額について

基地周辺対策経費について、基地周辺地域の実情に適合した生活環境等の整備の積極的な推進を図るため、所要額の確保に努めるとともに、予算のさらなる増額を図り、各自治体の実情に応じた柔軟な対応が可能となる施策とすること。

(5) 基地周辺住民及び自治体への支援について

ア 長年にわたり基地の負担を担ってきた住民及び自治体に対しても、基地再編の円滑な実施に向けた法整備で新たな負担が増加する自治体を対象とした支援策と同様の措置を講じること。

イ 長年にわたり航空機騒音に悩まされてきた住民の負担を軽減するため、住宅防音工事について建築年次にかかわらず区域内のすべての住宅を助成対象とし、速やかに工事を実施すること。また、住宅防音工事及びNHK放送受信料について対象区域の拡充を図るとともに、維持管理費及び受信料の全額を助成すること。

5 生活環境の整備促進について

地域社会における快適な生活環境づくりを推進するためには、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた資源循環型社会をめざした総合的な廃棄物政策を推進することが重要である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 廃棄物処理対策について

- ア 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める交付率による、交付金額の予算額を確保すること。
- イ ごみ処理広域化により三浦市内に整備予定の中継施設について、循環型社会形成推進交付金交付要綱の対象となるよう、制度の拡充を図ること。**新規**

6 都市基盤の整備等について

都市自治体は、個性と活力にあふれ、豊かさを実感できる地域社会の実現に努力しているが、少子高齢化への対応や経済の活性化を図るために、都市基盤の整備を一層進めていく必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) まちづくり等の推進について

公園施設の維持管理や公園のリニューアルを実施し、社会資本の的確な維持管理・更新を計画的に実施するため、社会資本整備総合交付金を拡充すること。**新規**

(2) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における国庫補助採択要件の引き下げと、それに伴う財源を確保すること。

(3) 河川等治水事業の推進について

ア 国土交通省における「平成24年7月の九州豪雨災害等を踏まえた堤防緊急点検結果において相模川は、神奈川県内の一級河川のなかで、要対策延長の割合が大幅に高い結果であったことから、大雨や地震等の災害発生時における河川の増水・津波の遡上から流域住民の生命や財産を守り、安全で住み良い生活環境を確保するため、現在用地取得が進められている相模川左岸国道1号上流（平塚市須賀・馬入地区、茅ヶ崎市中島地区）の築堤整備を早期に実現すること。

また、国道1号下流については、早急に整備時期を明確にすること。**一部新規**

イ 下水道法事業計画に基づく雨水管渠の整備を進めているが、放流先の河川が未改修のため河川水位が上昇してしまい内水の排除が難しくなり、堤内地への浸水被害が発生していることから、県が管理する放流先河川の改修を推進すること。

また、河川改修が完了するまでの措置として、河川水位が低い箇所への放流先の変更やバイパス管、雨水貯留施設等の暫定整備について、社会資本整備総合交付金対象事業として採択すること。**新規**

ウ 特定都市河川の流域内で行われる浸水被害対策事業について、社会資本整備総合交付金の補助率の上乗せや地方交付税措置を行うこと。

また、治水対策の根幹をなす河川改修の確実かつ速やかな推進に向け、河川管理者に対する様々な支援策を講じること。**新規**

エ 河川の維持・修繕に係る交付金制度を創設すること。**新規**

(4) 港湾・海岸の整備促進について

ア 相模湾沿岸の侵食対策において、早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。

イ 国際コンテナ物流における競争力強化に対する施策の充実と財政措置の拡充を図ること。**一部新規**

- ウ 港湾物流機能強化に資する臨海部と背後圏を連絡する臨港交通施設の整備等を促進すること。**一部新規**
- エ 港湾施設の老朽化に対応した維持管理に必要な財政措置及び施設の延命化に係る事業の拡充を図ること。
- オ 災害時における国を含めた港間連携協働体制を早期に確立すること。**一部新規**
- カ 水上オートバイによる死亡・傷害事故が多発していることから、利用に関する法体制を整備し厳正な対応をするとともに、法令及びルールの周知徹底を図ること。
- キ 横浜港をはじめとする京浜港の国際競争力強化に向け、先進的な港湾施設の着実な整備を推進するとともに、港湾施設の長寿命化・機能更新などの取り組みを推進すること。また、釜山港等への貨物流出を防ぐため、国内輸送の競争力強化に取り組むこと。**一部新規**
- ク 県が実施している茅ヶ崎海岸における海岸侵食対策事業を推進するため、技術的支援及び更なる財政措置の充実を図ること。

(5) 道路の整備促進について

- ア 慢性的な交通渋滞の解消や災害時における道路網の確保、沿線住民の住環境の向上を図るため、国道357号（都市計画決定区間）、さがみ縦貫道路、横浜湘南道路、高速横浜環状南線及び厚木秦野道路について早期に整備するとともに、国道357号の南下延伸ルートの早期具体化を図ること。整備にあたっては、安定した財源を確保し、環境等にも配慮すること。
- また、県が事業主体である三浦縦貫道路Ⅱ期区間、さらに横浜市内で事業中である高速横浜環状北線、高速横浜環状北西線の早期整備について、積極的に支援すること。
- イ 国道1号及び国道134号の慢性的な交通渋滞解消を図り、良好な交通環境を確保するため、新湘南国道の通行料金を値下げ及び、それに伴う交通量の増加により発生する交通騒音対策を実施すること。**一部新規**
- ウ 横浜横須賀道路の横須賀パーキングエリア周辺におけるスマートインターチェンジ整備については、神奈川県、国土交通省関東地方整備局、東日本高速道路株式会社による土地利用、産業政策、交通動態等の地域計画についての広域的な検討など、設置に向けての一連の手続きを推進し、早期整備を図ること。
- エ 大規模な地震が発生した場合の緊急輸送路等の整備や、通学路の安全対策を推進するための財源を確保すること。**新規**

(6) 運輸・交通施策について

- ア 地域経済活性化などのため、横浜横須賀道路や三浦縦貫道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路の通行料金を引き下げるのこと。
- また、圈央道（さがみ縦貫道路）についても、圈央道が環状道路機能を發揮し、有效地に利用されるよう料金を引き下げること。**一部新規**

- イ 車幅が2m未満の車両を用いて行う一般乗合旅客運送事業に係る車両の基準を新たに設け、地域公共交通会議等の協議結果を反映できるようにすること。
また、狭隘道路を運行でき、常時10人～15人程度の定員を確保しつつ、バリアフリーに対応した乗合事業用車両の仕様を国産車についても標準化すること。
- ウ 都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線）について、国としても引き続き積極的に事業を推進すること。 **一部新規**
- エ 運輸政策審議会答申第18号を踏まえた鉄道ネットワーク計画の策定や整備制度の改善に向け、積極的に支援すること。 **一部新規**
- オ 既存の鉄道駅の課題解決に向けて、調査検討段階からの国による支援や、駅舎改良に対応した整備制度を拡充すること。 **新規**
- カ 鎌倉の貴重な歴史的遺産を未来後世へ守り伝えていくため、国指定史跡若宮大路及び円覚寺境内の歴史的景観の復元を目指し、また、踏切による交通渋滞の解消に向け、JR横須賀線の鉄道敷地の将来的な地下化について、国、神奈川県、鉄道事業者等関係機関等と協議・検討を行う体制を構築すること。

(7) 農業振興の推進について

農振農用地区域として認められる土地利用について、都市農業における農業経営の多様化という地域性にも配慮し、地産地消を促進する農産物直売施設や農作業体験施設、地域農業の振興と関係の深い農業教育施設や農業技術研究施設、農家の家計を支えるための施設、都市農業の振興に不可欠な駐車場整備なども対象とするよう基準を緩和すること。

また、地域性を考慮した農地転用基準の運用を図ること。 **一部新規**

(8) 公契約に関する法律の整備について

公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件を確保するため、国は公契約に関する法律整備を速やかに講じること。

(9) 公共施設の老朽化対策の推進について

- ア 社会資本の老朽化対策を着実に推進するための防災・安全交付金及び学校施設環境改善交付金などの社会資本整備予算について、地方が必要とする所要額を確保するとともに、要件緩和及び補助率の拡大を図ること。 **新規**
- イ 道路施設の老朽化対策の計画的な推進を図るための財源を確保すること。 **一部新規**
- ウ 高速道路事業や鉄道事業に起因して整備された橋梁等の老朽化対策を早期かつ重点的に進めるため、国による技術支援や補助率の割り増しなどの支援をさらに進めるための制度を創設すること。 **新規**

東日本大震災関係要望事項

7 東日本大震災への対応について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、広範な地域に甚大なる被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散は、各地の市民生活に深刻な影響を与えている。

こうした中、実態として被災した地域が速やかに復興を図りつつ、今後いつ、どこで発生するか分からぬ大地震、津波に対応することは、各都市において喫緊の課題である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 地震防災対策のための補助制度について

ア 地方自治体は、東日本大震災のような大規模地震発生を想定した幅広い内容の震災対策が求められており、その対策には膨大な費用が必要とされることから、多岐にわたる災害対策に対応した補助制度を創設すること。**一部新規**

イ 地方公共団体が災害対策基本法に基づき整備する市町村防災行政用無線について、国や消防機関等の無線局と同様、電波利用料を全額免除とすること。

ウ 大規模災害時には、ガソリンや軽油などの燃料不足が懸念されるが、燃料不足による災害対策活動への影響が生ずることのないよう、安定的な燃料供給体制の構築のため、自治体が設置する危険物施設（貯蔵所、取扱所）に対する補助制度を創設すること。

エ 東日本大震災の教訓を踏まえた総合的な防災体制の強化を図るため、地域住民や観光客に対する迅速かつ正確な情報伝達手段の拡充や、津波避難タワーの設置等による津波一時避難場所の確保及び、避難路等の整備に要する経費に対し財政措置を講じること。**一部新規**

(2) 防災計画・体制について

ア 臨海部における液状化対策や津波浸水対策等の減災対策への支援の継続と拡充を図ること。**一部新規**

イ 相模トラフ沿いの地震想定に基づく津波浸水予測図を早急に示すとともに、津波浸水予測に基づく被害想定を早急に各地方自治体に示すよう都道府県に対する指導を行うこと。

ウ 大規模災害発生時には、市民の生命・財産・経済活動等を守るために、行政機能の低下を最小限に抑え、地域防災計画に基づく応急対策や復旧・復興対策を実行するとともに市民生活に必要不可欠な行政サービスを早期に再開する必要があることから、大規模災害発生時における地方自治体の業務継続体制の強化対策に必要な支援策を講じること。**新規**

エ 津波監視体制を強化し、地域住民や観光客に対して迅速かつ正確な情報発信を行うため、切迫性の高い東海地震、神奈川県西部地震、三浦半島断層群地震などに備えて、東京湾、相模湾沖にGPS波浪計を早期に設置すること。

オ 防災倉庫の設置にあたっては、建築基準法に規定する建築確認の簡略化が図られるよう関係省庁との調整を行うこと。**新規**

力 災害時に緊急かつ迅速に対応するため、災害救助法において道府県が行っている法定受託事務を指定都市が行えるようにするとともに、指定都市で要した救助経費について、直接国に対し求償できる制度を創設すること。**新規**

(3) 食の安全における放射能対策について

福島第一原子力発電所事故の放射能の影響が懸念される中、日常生活における食の安全確保は必要不可欠なものであることから、国の責任において、農畜水産物の出荷時における検査及び、それらを使用した加工食品の検査を強化するとともに、市場に流通する食材等の安全性を周知するなど、今以上にきめ細かい食の安全対策を講じること。

一部新規

(4) 放射性物質による局所的な汚染箇所の除染対策について

- ア 放射性物質汚染対処特措法における指定対象外地域においても、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による、局所的な汚染箇所の除染基準と役割を明示すること。
- イ 都市自治体が行う放射線対策に要する全ての費用については、国の責任において、迅速かつ適正な賠償が行われるよう東京電力を強く指導するなど、必要な措置を早急に講じること。

(5) 放射性物質が含まれた焼却灰等への対策について

ア 放射性物質（放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の低濃度の場合も含む）を含んだ下水汚泥焼却灰や一般廃棄物の焼却灰、並びに側溝や集水マス、小中学校の屋上等に溜まった土砂等の処分について、国が具体的かつ市民等から理解の得られる処分方法を明示するとともに、最終処分場の確保をするなど、適切に処分できるよう早急に措置を講じること。併せて、国が示した基準や基準に基づく処分等の安全性について、国民への十分な周知を図ること。

さらに、上記の他、各自治体が地域の実情に応じて独自に施した安全対策に係る費用については、上下水道に係るものを受け、不十分ながらも特別交付税による措置は制度化されているが、今後、これらの経費について、特別交付税によらず、発生源者である東京電力に対して賠償請求していくこととした場合には、地方自治体から東京電力に対する賠償請求が円滑に行えるよう、法的整備を視野に入れた積極的な対応・働きかけを行うこと。**一部新規**

イ 下水処理において発生する焼却灰等から、放射性物質を取り除く有効な技術を早急に研究し、確立すること。**一部新規**

(6) 旧耐震基準住宅の耐震化に係る国庫補助金の拡充について

旧耐震基準住宅の耐震化を推進するため、改修工事に係る費用に対する国庫補助金の拡充を図ること。

(7) 公共基準点の改定に伴う支援制度の創設について

東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について、新たな国の支援制度を創設すること。